

許可番号 00821002893

産業廃棄物処分業許可証

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和4年6月23日
許可の有効年月日 令和11年6月7日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処分

- 破碎: 廃プラスチック類(*3)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*6)、がれき類(*3) 以上8種類
- 脱水: 汚泥(*3)(*5)(*7) 以上1種類
- 切断: 廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上8種類
- 圧縮: 廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)(*3)(*5)、金属くず (空き缶に限る。)(*5) 以上2種類

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限り。) を記載すること。)

別記1のとおり。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	変 更 内 容	許可 (届出) 年月日	変 更 内 容
平成 3 年 4 月 22 日	新規許可	平成 30 年 7 月 27 日	変更届 (施設の変更)
平成 23 年 4 月 27 日	一部廃止	令和 2 年 8 月 31 日	変更届 (施設の変更)
平成 27 年 6 月 8 日	更新許可 (優良認定)	令和 4 年 6 月 23 日	更新許可 (優良認定)
平成 29 年 8 月 31 日	変更届 (施設の変更)	令和 4 年 6 月 23 日	変更許可 (「圧縮」の追加)
平成 29 年 11 月 2 日	変更許可 (「切断」の追加)	令和 4 年 8 月 4 日	変更届 (施設の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県ひたちなか市大字高野字大房地 1 9 6 7 番 2 外 5 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
廃プラスチック類の 破碎施設 木くずの破碎施設	264 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（夾雑物に限る。）(*3)(*5)、紙くず（夾雑物に限る。）、木くず、繊維くず（夾雑物に限る。）、ゴムくず（夾雑物に限る。）、金属くず（夾雑物に限る。）(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（夾雑物に限る。）(*3)(*5)、がれき類（夾雑物に限る。）(*3) 以上 8 種類	平成 30 年 7 月 10 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

茨城県ひたちなか市大字高野字大房地 1 9 6 7 番地 2 外 6 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
廃プラスチック類の 破碎施設 木くず又はがれき類の 破碎施設	120 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上 8 種類	平成 16 年 4 月 12 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

茨城県ひたちなか市大字市毛 8 8 2 番 (株)日立製作所那珂工場内

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設（移動式）	50 m ³ /日	汚泥(*3)(*5)(*7) 以上 1 種類	昭和 62 年 11 月 5 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
廃プラスチック類 の破碎施設 木くず又はがれき 類の破碎施設	廃プラスチック類 53.8 t / 日 (8 時間) 木くず 99.3 t / 日 (8 時間) がれき類 93.5 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず (*5)、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず (*3) (*5)、がれき類 (*3) 以上 8 種類	令和 2 年 8 月 31 日 — —
破碎施設	4.32 t / 日 (8 時間)	ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず (空き瓶に限る。) (*3) (*5) 以上 1 種類	令和 4 年 3 月 3 日 令和 3 年 12 月 2 日 1-1-0492
破碎施設	1.90 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (水銀使用製品 産業廃棄物に限る。) (*3) (*6)、金 属くず (水銀使用製品産業廃棄物 に限る。) (*6)、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず (水 銀使用製品産業廃棄物に限る。) (*3) (*6) 以上 3 種類	令和 4 年 3 月 3 日 令和 3 年 12 月 2 日 1-1-0495
破碎施設	廃プラスチック類 10.59 t / 日 (8 時間) がれき類 9.43 t / 日 (8 時間) ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器 くず 25.49 t / 日 (8 時間) ゴムくず 14.63 t / 日 (8 時間) 金属くず 21.60 t / 日 (8 時間) 紙くず 8.76 t / 日 (8 時間) 木くず 9.64 t / 日 (8 時間) 繊維くず 5.86 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (*3) (*6)、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず (*6)、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず (*3) (*6)、がれき類 (*3) 以上 8 種類	令和 4 年 6 月 29 日 令和 3 年 12 月 2 日 1-1-0290

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	3.84 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上 8 種類	平成 29 年 8 月 22 日 平成 27 年 4 月 15 日 1-1-0405
圧縮施設	6.91 t / 日 (8 時間)	金属くず（空き缶に限る。）(*5) 以上 1 種類	令和 4 年 3 月 3 日 令和 3 年 12 月 2 日 1-1-0493
圧縮施設	1.16 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（ペットボトルに限る。）(*3)(*5) 以上 1 種類	令和 4 年 3 月 3 日 令和 3 年 12 月 2 日 1-1-0494

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く
(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む